

資料5 (共通)	H22. 3. 25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成21年度指定障害福祉サービス事業者 等の実地指導の結果について

平成22年3月25日

千葉県障害者自立支援課

1 平成21年度における実地指導及び監査の実施方針

平成21年9月29日開催の「障害福祉サービス等の取扱いに係る事業者説明会」資料2のとおり。

2 指導監査実施結果

		適正	文書指導	改報告	監査	勧告	命令	指定取消し
対象実事業所数	34	5	3	25	1	0	0	0
(%)	100	14.7	8.8	73.5	2.9	0	0	0

平成22年3月19日現在

3 主な指摘事項

(1)各サービス共通

- ア 重要事項の掲示を行っていない。
- イ 変更の届出を行っていない。
- ウ 個別支援計画の見直しを行っていない。
- エ 代理受領の通知を行っていない。

(2)訪問系サービス事業所

- ア 個別支援計画の作成・説明・交付の業務をサービス提供責任者が行っていない。
- イ 事業所のサービス提供記録と、給付費請求に係るサービス提供実績記録票の内容が不一致。

(3)居住系、日中活動系サービス事業所

- ア 個別支援計画の作成・説明・交付の業務をサービス管理責任者が行っていない。
- イ 人員欠如に該当し、減算を行っていない。
- ウ 算定要件を満たさずに各種加算を請求している。

4 各サービス共通留意事項



3(1)ア 重要事項の掲示

指定基準第35条

事業所内の見やすい場所に、下記を掲示する。

- 運営規程の概要
- 従業者の勤務の体制
- 協力医療機関(主に日中活動系サービス、居住系サービス)
- 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等
- その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項



3(1)イ 変更の届出

法第46条

- 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**10日以内**に、その旨を千葉市長に届け出る。

例えば...

- ・ 申請者(法人)の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ・ 管理者及びサービス提供(管理)責任者の氏名、経歴及び住所
- ・ 運営規程
- ・ 事業に係る介護給付費等の請求に関する事項 等



3(1)ウ 個別支援計画の見直し

指定基準第26条、第58条

計画見直しの時期の目安は、サービス種類毎に異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。

- 居宅介護、重度訪問介護、行動援護

⇒必要に応じて見直す。

指定居宅介護等の基本的取扱方針：

サービスは、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供すること。

提供されたサービスについては、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、個別支援計画の見直しを行うなどその改善を図らなければならない。

- 療養介護、生活介護、児童デイサービス、CH、GH、就労継続支援A・B

⇒6月に1回以上見直す。

- 自立訓練(機能・生活)、就労移行支援

⇒3月に1回以上見直す。



3(1)エ 代理受領の通知

指定基準第23条

- 市町村から支給を受けた介護給付費等の額を、支給決定障害者等に通知する。

※ 代理受領の考え方は、平成21年3月27日に開催した事業者説明会資料6の11～12ページで説明しています。

作成例

平成 年 月 日

(支給決定障害者等氏名) 様

住 所
事業者 (所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) ⑩

介護給付費・訓練等給付費代理受領のお知らせ

以下のとおり介護給付費・訓練等給付費を代理受領したので、お知らせします。

金額			千			円
----	--	--	---	--	--	---

平成 年 月分

内訳	サービス名	金額	摘要

5 訪問系サービス事業所留意事項



3(2)ア 居宅介護等計画の作成

指定基準第26条

- サービス提供責任者が居宅介護等計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該計画を交付する。

居宅介護等計画書に盛り込まれるべき事項

- 作成年月日、作成者の氏名
- 援助の方向性・目標
- 介護を担当する従業者の氏名及び種別(ホームヘルパー○級等)
- サービスの具体的内容(手順、提供方法、注意事項)・所要時間・日程
- 利用者及びその同居家族の同意署名(捺印)
- 説明・交付年月日 等



3(2)イ サービスの提供の記録

指定基準第19条

利用者及び指定居宅介護等事業者が、その時点での指定居宅介護等の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護等事業者は以下の事項について、サービス提供の都度記録し、支給決定障害者等の確認を得なければならない。

- 提供日
- 提供したサービスの具体的内容
- 実績時間数
- 利用者負担額 等



以下のような事例が見受けられましたので、御注意ください。

- サービス提供記録の内容は家事援助だが、移動支援のサービス費を算定している。
- サービス提供責任者が同行訪問した旨の記録がないが、初回加算を算定している。

※ 初回加算については、サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票の両方に記載が必要です。

- サービス提供記録における実績時間数が30分未満であるが、所要時間1時間分のサービス費を請求している。

5 居住系、日中活動系サービス事業所留意事項



3(3)ア 個別支援計画の作成

指定基準第58条

- 管理者は、**サービス管理責任者**に個別支援計画の作成に関する業務を担当させる。

サービス管理責任者による作成の手順：

- ① 面接によるアセスメント、支援内容の検討
- ② 個別支援計画の原案の作成
- ③ 原案の内容について意見を求めるため、サービス提供担当者会議を開催
- ④ 原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得る
- ⑤ 利用者に個別支援計画を交付
- ⑥ 個別支援計画の実施状況の把握(定期的に利用者に面接、モニタリング結果を記録)
- ⑦ 個別支援計画の見直し、変更



3(3)イ 人員欠如減算

指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が規定により配置すべき員数を下まわっている場合(人員欠如)は、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとなっていますが、適正なサービスの提供を確保するため、**人員欠如の未然防止**を図ってください。

特に、複数のサービス種類に係る事業所を運営する事業者において、従業者等が複数の職務を兼ねる場合については、事業所毎に、従業者等の勤務体制、勤務時間等を整理し、それぞれの事業所に置くべき人員の数を確保されるよう留意してください。

なお、実地指導では以下の事例が見受けられましたので、御注意願います。

- 児童デイサービス事業所 報酬告示別表第6の1注3(1)
 - ・ サービス管理責任者が常勤要件を満たしていない場合に、その翌々月から減算を行っていない事例。
 - 指定共同生活介護事業所 報酬告示別表第9の1注8(1)
 - ・ 配置すべき世話人又は生活支援員について、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合に、その翌々月から減算を行っていない事例。
- ※ 翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。



3(3)ウ 各種加算

加算の算定にあたっては、報酬告示、留意事項通知等を参照し、算定要件を満たしていることを確認してください。

また、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出てください。

なお、以下の給付費請求誤りが見受けられましたので、御注意願います。

■ 夜間支援体制加算(CH) 報酬告示別表第9の2

- ・ 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、専従の夜間支援従事者が配置されていない。
- ・ 夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに共同生活介護計画に位置付けていない。
- ・ 一晩につき1回以上、共同生活住居を巡回していない。

■ 帰宅時支援加算(CH・GH) 報酬告示別表第9の7

- ・ 外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が3日に満たない。
- ・ 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行っていない。(記録していない。)

■ 送迎加算(日中一時支援放課後対策型) 地域算定基準第1の3(2)ア

- ・ 利用者に対して、その居宅と学校との間の送迎のみを行った場合に加算している。



その他の請求誤りについて

【事例1】定員超過利用減算

利用定員が50人以下の指定短期入所事業所において、一日あたりの利用者数が定員の110%を超える場合に、費用の減算を行っていない事例。

【事例2】請求時間の重複

同一の利用者に係る給付費の請求において、旧法施設支援、日中一時支援（日中預かり型）又は短期入所サービスのうち複数のサービスの提供時間が重なっている事例。

【事例3】日中一時支援の利用時間

日中一時支援（放課後対策型）の算定時間数に、送迎に係る時間数を含めて請求している事例。

6 よくある質問について(資料の御案内)

(1) 契約内容報告書について

- [平成18年9月16日事業者説明会](#) 資料2-2
- [平成19年3月30日事業者説明会](#) 資料2-4

(2) 第三者評価について

- [千葉県 第三者評価ホームページ](#)
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syafuku/hyouka/hk/page01.htm
- 福祉サービス第三者評価事業リーフレット(千葉県作成)
[平成20年2月20日事業者説明会](#) 資料4-2

(3) 居宅介護サービス等の提供が時間帯を跨ぐ場合のサービスコード使用例

- [平成18年9月27日事業者説明会](#) 資料1-2

(4) 移動支援に係る取扱いについて

- [平成21年1月23日事業者説明会](#) 資料(千葉市)2
- [始点又は終点が居宅であることの例外の取扱い\(平成19年10月29日\)](#)
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/191029_idoushien.html

- 法・・・障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- 指定基準・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
- 報酬告示・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
- 第550号告示・・・厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号)
- 解釈通知・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
- 留意事項通知・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
- 地域算定基準・・・千葉市地域生活支援給付事業実施要綱に基づく登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定に関する基準

※ [障害者自立支援関係法令、事業者指定・登録基準関係通知等](#)は、障害者自立支援課のホームページに掲載しています。

http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/191101_shiteikijun.html